

高橋（稔）委員

はじめに、かながわトラストみどり基金の活用について伺ってまいりたいと思います。

過日来、このかながわトラストみどり基金の活用について御報告がありました。県有緑地は斜面緑地も大変多く、今後発生が懸念されております地震や台風への対策など、緑地の防災対策は非常に重要性を帯びていると思います。この緑地の維持管理と防災対策に関連いたしまして何点か伺ってまいります。

まずはじめに、かながわトラストみどり基金の関連条例の改正が今後予定されているわけですが、このことを絡めまして、本来基金の目的であります優れた自然環境を保全し、子孫へ引き継ぎ、トラスト運動を継続するという大命題があるわけですが、これをどう担保していくのか、このことが大変に重要だというふうに認識しております。担保の重要性を鑑みて、どのようにお考えなのか見解を伺っておきます。

自然環境保全課長

今回の基金条例の改正案によりまして、維持管理の対象が広がることで、維持管理を基金運用益金の範囲に限定した規模で実施していたものから、基金の取崩しにより計画的に、より柔軟に維持管理を実施していくことができるようになります。一方、基金の取崩しの範囲が広がることで、今までよりも取崩額が増加してまいります。

そこで、貴重な財源を長期的に活用できるかどうか推計をいたしましたところ、保全が必要な貴重な緑地の買入れと予防的、計画的な維持管理、さらには、かながわナショナル・トラスト運動を長期的に実施していけることを確認しております。基金の取崩し範囲をトラスト緑地の取得と県有緑地の維持管理に限定するために条例で明確に規定することで、基金本来の目的を担保することができると考えております。

高橋（稔）委員

基金本来の目的は十分担保できるというふうにお答えいただいたわけですが、今回の見直しは、防災対策として適切な維持管理を実施していくということが大前提になっていますが、それでは、近年の災害発生状況について確認しておきます。どういう状況でしょうか。

自然環境保全課長

災害の発生件数でございますけれども、災害発生箇所のお多くは、県有緑地の面積も多くなっております、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法により指定された緑地で、災害発生件数は、平成 23 年度は 25 件、平成 24 年度は 31 件、平成 25 年度は 35 件と増加傾向にございます。また、トラスト緑地でも災害が増加傾向にあり、平成 23 年度は 2 件、平成 24 年度は 6 件、平成 25 年度は 7 件

でございました。この他、首都圏住民の健全な生活環境保持のための首都圏近郊緑地保全法により指定された緑地におきましても、平成23年度から25年度までは毎年3件の災害が発生しております。

高橋（稔）委員

それぞれの特色ある緑地におきまして災害発生頻度が増えてきているということがよく分かるわけですが、やはり災害発生の具体的な内容ですよね。それによってかかってくる費用の多寡も違ってくるでしょうし、どういうものが多いのか伺っておきたいと思います。

自然環境保全課長

まず、鎌倉市内の緑地で、台風などの大雨、強風により発生した倒木が屋根瓦やひさしなど家屋を破損したのものや、落石が隣接する墓地に落ち、墓石を倒して破損させたもの、横浜市内のトラスト緑地で、大雨等により樹木が越境して電線に枝がかかったもの、また、横須賀市内の緑地で、大雪により発生した倒木が民家のフェンスや雨どいを破損したもの、こういったものなど、隣接する民有地などへ被害を与える事例が発生してございます。

高橋（稔）委員

民有地、民家、それから墓石という被害も出ているわけですが、自然環境の中における倒木とかそういうものだけでなく、民有地等に影響が出てくると、それだけ様々な補償関係も大きくなるかなというふうに思いますけれども、それらについてどういうフォローをしているのでしょうか。

自然環境保全課長

まず、緑地の維持管理がこういった形か御説明させていただこうかと思います。

災害が発生してからの対応ということでの御質問であったかと思うんですが、基本的に緑地は、予防的かつ計画的に危険性の高い樹木をあらかじめ伐採するなどの対応を十分に措置することができれば、災害が発生することも少なくなるものと考えておりますが、厳しい県財政の中では、実際に災害が発生する前に計画的に予防的な維持管理を実施することは困難な状況にございました。

そこで、災害が発生した場合の対応といたしまして、施設賠償責任保険に加入し、万が一災害が発生した場合に対応することとしております。特に、法令により取得した緑地にありましては多くの斜面緑地を所有していることから、近年、保険金の支払い件数が大幅に増加していると、こういった状況にございます。

高橋（稔）委員

伐採等、計画的に維持管理はされていると思いますけれども、なかなか自然災害の発生というのは予見しがたい部分も確かにありますから、どれぐらいの被害が生じるか、これも予見しがたいんでしょうけれども、これまで維持管理にどのように取り組んできたのか、これももう少し詳しく伺っておきます。

自然環境保全課長

まず、トラスト緑地につきましては、基金の運用益の範囲内の規模で維持管理を実施しておりまして、苦情への対応として実施するのが精一杯という状況でござ

ございました。また、同様に、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法などの法の網をかけた地域で、県の買入れ義務により取得した緑地につきましても、これは県の一般財源で実施してまいったわけですが、取得緑地の拡大に伴いまして必要な維持管理コストも上昇するということから、緊急性のある苦情に重点を置いた維持管理を実施しているというような状況でございます。

高橋（稔）委員

一般財源も活用しながらやってきていると思いますけれども、保全すべき緑地、取得緑地も増えてきているということになりますと、一般財源も限りある中で、やりくりも大変だと思うんですけれども、緑地においては災害が発生してから対応するしか、なかなか対処の方法はないのかなという思いもありますけれども、災害が発生した場合の対応について、どういう流れになるのか、改めて伺っておきたいと思います。

自然環境保全課長

まず、災害が発生した場合は、隣接する住民の方等から連絡が入る場合、あるいは台風の後、所管する、横須賀三浦地域でございましたら、横須賀三浦地域の地域県政総合センターのみどり課で所管してございますけれども、現地を巡視して、どういった状況かということを確認しております。その上で実際の処理ということになりまして、それが単に倒木だったらその場の処理で終わるのか、あるいは、それが隣接する民家に被害を与えているということになったら、また保険対応かどうかということの判断となります。

高橋（稔）委員

保険対応等の場合は迅速性も問われると思うんですね。生活等への影響が出てしまうときには、やはり迅速性が正に県への信頼感につながっていくと思いますけれども、どういう工夫をされているのか確認しておきたいと思います。

自然環境保全課長

それにつきましては、実際に現場の所有者、あるいは民家の所有者に確認して現状把握をさせていただきます。それで、原因を特定しなければいけないというところから、原因を特定した後に、どういう手続になるかということをお話しした上で、緊急性がある場合は、実際に保険対応になるかどうかは分かりませんが、すぐに対応しなければいけないケースがあるかと思うので、実際に工事を先にやらせてもらって、その後の対応になるというようなことで、そこは保険会社との調整をしております。

高橋（稔）委員

これまでに維持管理についてどのぐらいかけてきたのか。もしトラスト緑地の維持管理経費について把握していらっしゃれば、再度確認しておきたいと思いますが、どのぐらいの維持管理コストをかけてやってきて、今回、るる伺いましたけれども、災害発生頻度を鑑みますと、今後維持管理に一層、基金の取崩しをしてでも維持管理の方に傾注していただきたい、こういうことになるわけですが、この維持管理経費はどのような状況になっていますか。

自然環境保全課長

トラスト緑地の維持管理経費でございますけれども、基金設立後に取得してから、その後維持管理が発生するというので、昭和62年度から平成25年度までの27年間、総額で3億2,000余万円、年平均にいたしますと1,100万円程度ということで、トラスト緑地については維持管理経費をそのようにかけております。

高橋（稔）委員

対象緑地につきましては、買入緑地だけではなく、これから予想される寄贈緑地、こういったものへの対応も当然念頭に置いているかと思っておりますけれども、寄贈緑地ということもまた緑の担保、確保という視点では大事なことになるかと思っておりますけれども、買入緑地、寄贈緑地を含む災害対応策、こういう考え方が大前提ですよ。

自然環境保全課長

まず、寄贈緑地というのも現在ございまして、今後もトラスト緑地として寄贈される、あるいは法の網をかけたところでも寄贈されるケースはございます。それにつきましては、一つの固まりとか面積要件とか、実際に隣接地との境界が明確であるとか、受けるに当たってもいろいろ規定がございまして、それにつきましては、法の網をかけたところはもうエリアが分かっているわけですから、一体として維持管理をしていくという前提で考えてございます。

また、トラスト緑地につきましても、既にトラスト緑地として選定してございます緑地もありますので、この地域ということが分かっているわけですので、やっぱり一体として考えていくというふうに考えております。

高橋（稔）委員

特に本県が有している緑地の保全、しっかり維持管理を施しながら守っていく、このことは大変重要なことだというふうに思います。それぞれトラスト緑地、法令により取得する緑地、それぞれの違いはありますけれども、またそれぞれ急しゅんな地形があったり、様々なものによって維持管理コストも微妙に違いが出てくるという中身のことも心配になるわけですが、単に緑地保全といっても、1ヘクタール当たりの単価も微妙に違いが生じてくるかなど、こんなふうに想像してしまうんですけれども、そういうコストの違い、どんなふうに確認されているのか。それらをしっかり確保しながら、基金を取り崩した上でも、しっかり維持管理が図っていけるというもくろみをされているのか、この辺の見解を伺わせていただきます。

自然環境保全課長

これまでの維持管理のコストにつきましてお話をいたします。

まず、平成25年度の維持管理ということで、法の網をかけた緑地につきましては、1ヘクタール当たりかけてきた金額が9万円、トラスト緑地につきましては、1ヘクタール当たり17万3,000円という金額がかけられたということです。これについて、今回の課題として挙げてございますけれども、やはり小網代の森等は、同じ緑地の中に幾つかの制度で保全しているということで混在していると、それ

でかかる経費がこれだけ違うというようところが課題でございまして、今回出したように、これを一体として管理していくということです。ただ、それはトラスト基金を活用するに当たって、先ほど選定をしているというふうにお伝えしましたけれども、その中で毎年かけられるところから金額は出ていますので、優先して措置していくということで、これは防災の視点が重要なことであるというふうに考えてございます。

高橋（稔）委員

分かりました。それでは最後にいたしますけれども、今後の緑地の維持管理、そういうふうにはトラスト基金を活用して、一体として広く維持管理していくということだと思っておりますけれども、それが結論だとは思いますが、その中で、更に特筆すべき、今までの維持管理の仕方の一工夫加えてみようかなと、こういう見解があるのか確認しておきたいと思えます。

自然環境保全課長

これまでの維持管理につきましては、苦情対応というところでお話をさせていただきましたが、今後は基金を有効に活用させていただきまして、特に住宅地に隣接した緑地の樹木の健全度や枯損木、危険木の調査、地質調査などを実施いたします。倒木や落石等のリスクを把握した上で、伐採や枝落としなど計画的、予防的な維持管理を重点的に集中的に実施することで、防災対策を図ってまいりたいと考えております。

高橋（稔）委員

ソフトの部分ですね、そういうところも十分工夫しながら、大事なトラストみどり基金の取崩し活用ということになりますので、無駄のない活用の方をお願いしたいと思います。

また、維持管理につきましては、自然が相手ですから、そういった意味ではこのトラストみどり基金、これを活用するに当たっても本当に十分に、取崩しを解釈の変更によって許されたという、そういう次元ではなくて、しっかり考え方を県民の皆様にご理解いただけるように条例改正という形で明記し、そして取り組んでいくと、そういうところに合意形成を図っていくと、こういうことで、今回条例改正に向けての提案があったというふうに承知しておりますけれども、解釈の変更ではなく、拡大解釈でもなく、きっちりその辺を担保するんだという考え方で条例改正の事前に報告として上げていると、こういう認識でよろしいですね。

自然環境保全課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

高橋（稔）委員

そういうことで、貴重なかながわトラストみどり基金でございます。基金の創設に向かって熱い思いを寄せてくれた県民の思いをしっかり受け止めるように、強く要望しておきたいと思えます。

続きまして、新規就農者に対する支援について伺ってまいりたいと思えます。

委員会資料に掲載してありましたけれども、特別会計の設置に関する条例の一

部改正ということで、このたび就農支援資金の根拠法の廃止等によるということでありましたけれども、廃止された場合の次なる資金面での支援についてどうなるのか、確認しておきたいと思います。

担い手支援課長

廃止されます就農支援資金でございますが、今年度から青年等就農資金に名称や制度の内容が変わって、支援については引き続き行われることになっております。

主な変更点でございますが、資金の名称が変わったほか、資金の貸付けの主体、これはこれまで都道府県、農協を通じて貸付けを行っておりましたが、今後、日本政策金融公庫に代わります。また、貸付けの限度額でございますが、青年の場合は3,700万円までということでこれは変わりませんが、中高年者がこれまで2,700万円だったものが青年と同額に変わっております。それから、貸付けの対象者でございますが、これまで個人のみでしたが、法人も対象になるということによって変わっております。

さらに、貸付けの対象者でございますが、就農計画を作成しまして認定された方が対象ということになります。この認定主体が、これまで都道府県で行っていましたが、今後は市町村に移管されることになっております。

高橋（稔）委員

法の廃止によりまして新たに青年等就農資金という形で、貸付主体が変わったという御報告があって、貸付対象者も個人だけでなく法人も可能になったという御報告を頂いたわけですが、そういった意味では非常に使い勝手が良くなっていくかなという期待もするんですけども、農業機械の購入や施設整備をする場合には、併せて支援も行われるというふうに承知したわけですが、融資制度以外の支援策もこの際確認をさせていただきたいと思います。

担い手支援課長

融資制度以外の支援ということでございますが、まず、所得が不安定となります就農前後の期間に、青年就農給付金ということで1人当たり年間150万円を給付することで、生活面の不安が解消できるよう支援しております。この青年就農給付金でございますが、平成24年度から国の事業を活用して実施しているものでございまして、二つのタイプがございます。

一つは、就農前に技術等を習得するための研修をしている方で、研修終了後1年以内に45歳未満で就農することが見込まれる者を対象としました準備型、それからもう一つは、新規就農して5年以内で、就農時の年齢が45歳未満で、かつ市町村が地域の担い手として認めた方などを対象とした経営開始型ということで、二つのタイプがございます。

高橋（稔）委員

やはり新規就農者の確保ということが、近年我が国の農業におけます喫緊の課題かなというふうに思います。これは、本県のような大都市においてもこのような様々な就農給付金によって就農者を増やしていくことが求められてくるという

ふうに思うんですが、平成 24 年度から始められたというふうに思いますけれども、この青年就農給付金の実績について確認をさせていただきます。

担い手支援課長

給付の実績でございますが、平成 24 年度につきましては準備型が 26 人、経営開始型が 14 人の計 40 人、それから、平成 25 年度につきましては準備型が 27 人、経営開始型が 32 人、計 59 人ということで給付をしております。

高橋（稔）委員

せっかくこういう就農給付金を用意しているわけですから、準備型で年間 150 万円給付されると、ちょっと確認しますけれども、準備型と経営開始型、二通りあると今おっしゃったんですが、そうしますと、これを両方ダブルで受け続けられる方はトータルで、最長幾らになるんですか。

担い手支援課長

準備型と経営開始型ということで、連続してこの給付を受けることは可能でございます。合計 7 年で、最大 1,050 万円給付が受けられることとなります。

高橋（稔）委員

7 年間で年間 150 万円の就農給付金を受けられるということは、かなり青年就農者にとってもインセンティブになりますし、生活の安定が農業ですから難しさもある中での有り難い就農給付金になるかなというふうに思うんですが、先ほど来、平成 24 年度、25 年度の実績については承知しましたけれども、今後も今おっしゃった給付者数が増えていくことになっていくんだと思いますけれども、平成 26 年度はどのくらいの見込みを立てているんでしょうか。

担い手支援課長

平成 26 年度でございますが、準備型と経営開始型、合わせまして 90 人程度の給付を見込んでございます。

高橋（稔）委員

これは、しっかり周知することがやはり大事だと思うんですね。私もこの間、ある就農者に聞いたら、かながわ農業アカデミーを出た方でもこの制度を知らなかったんですね。ですから、かながわ農業アカデミーで、まず準備型をしっかり周知して、そして今おっしゃった経営開始型にちゃんと連続して受けられるような、そういう工夫をしていただきたいなと思いましたがけれども、これは途中からでも受けることはできるんでしょうか。

担い手支援課長

既に就農している方ということになりますと、就農後 5 年以内の方であれば経営開始型については給付対象となります。

高橋（稔）委員

本当に就農者は、雨の日も風の日も休むことなく、命を育む農作業に従事されているわけですから、そういう労苦に応えられるように、しっかり私もお手伝いをしていきたいなと思っているところであります。

政策的に誘導していくことも大事だと思います。そこで、新規就農者に関する

数値目標はどのようになっているか確認させていただきます。

担い手支援課長

数値目標でございますが、県の都市農業推進条例に基づいて策定しております。かながわ農業活性化指針の中で、新規参入者、法人数の目標ということで設定しております。その目標につきましては、現状、平成 22 年度になります。個人の方が 25 人、それから三つの法人ということで計 28 人の現状に対しまして、目標年度である平成 32 年度になります。こちらを個人 45 人、それから五つの法人の計 50 人ということで参入を目指すこととしております。

高橋（稔）委員

目標値は分かったんですけども、今申し上げましたように進捗と達成度が気になるんですけども、平成 22 年から平成 25 年までの法人と個人の達成度について、どういう状況なのか伺っておきます。

担い手支援課長

平成 23 年度と平成 24 年度の実績ということで見てみますと、大体目標に対しまして 50% 程度の達成状況ということでございます。

高橋（稔）委員

個人は参入しやすいのかなという気もしますが、平成 23 年度、24 年度において、企業等の法人も目標値を達成しているんですか。

担い手支援課長

法人の参入数でございますが、平成 23 年度については 2 法人、平成 24 年度についてはゼロということでございます。平成 25 年度につきましては、6 法人が参入ということになっております。

高橋（稔）委員

目標値を掲げても、そのとおりに行かない場合もあると思います。しっかりこういう政策誘導で一層支援していただくことを要望しておきたいと思いますが、新規就農者をしっかりと定着させて、その後経営発展につなげていくためには、安定的に農作物を生産し販売できるような技術的な面での支援も必要だというふうに思います。就農後のフォロー、支援ということについて本県はどのように行っているのか、確認させていただきます。

担い手支援課長

就農後の支援でございますが、農業技術センター及び畜産技術センターにおります普及指導員というものが県の技術職員でありますが、この指導員による集団指導なり個別指導を実施しております。集団指導につきましては、農家の後継者も含めてということになります。基礎セミナーを開催しまして、農業に必要な基礎的な知識、技術の習得を目的とした指導を行っております。また、個別の指導につきましては、月 1 回程度それぞれ個別に巡回を行いまして、経営上の問題ですとか技術的な問題等を聞き取って、必要な助言指導というような形で実施しております。

高橋（稔）委員

この青年就農給付金によりまして就農が動機付けられていく、そして就農へとつながっていくという段階があるんだと思います。就農初期において、こういった段階ごとに適時適切な担い手の育成支援の流れを確実にしていくことが大事だというふうに思いますけれども、そこだけ確認させてください。

就農初期からずっと行って、大きな企業的な経営発展型まで行けばいいんでしょうけれども、それらについてどのような担い手育成支援の流れを本県としては担保しているのか。そのことが、今御答弁いただいたしっかりした担い手育成につなげていくという、その姿勢にほかならないと思うんですけれども、そのところをもう少し具体的に、どういうものが用意されているのか確認をさせていただきます。

担い手支援課長

新規就農者、担い手の育成ということでございますが、就農初期段階につきましては、先ほど御答弁申し上げました基礎セミナー、あるいは個別の巡回、こういったことについて支援をさせていただいております。それから、その次の段階ということで、経営改善期ということで捉えておりますが、その段階におきましては、次の経営発展を目指して、それぞれの農業者がどんな経営を目指していくのか、そういったことを自ら考えていただくために、経営ビジョンとっておりますが、そういったことを作成支援しております。

そういった形で、ある程度経営改善が図れた農業者については、いよいよ経営確立期ということで、更なる発展を目指していただくということで、例えば年間販売額で申し上げますと700万円以上ですとか、法人化を目指す方であれば2,000万円以上と、こういった経営が実現できるように、法人化等も含めて、これは専門家のお力もお借りしながら必要な助言指導ですとか、あるいは融資制度の活用ですとか補助事業、こういった形でいろいろ支援をさせていただいているということです。

高橋（稔）委員

今確認させていただきまして、就農初期、そしてそれぞれの段階で様々な担い手育成支援の制度を確立しているということを確認させていただいたわけですが、ここ数年、本県でも新規就農者は増加傾向というふうに伺っております。特に女性の力というのを、やはりこの就農の部分でも大いに発揮していただきやすい仕組みをつくっていくことが大事かなと思います。

そういった意味では、正に様々な女性就農希望者の方々との意見交換とか、これからどんどん持っていて、今トレンドの六次産業化とか様々な工夫を凝らしながら、本県のすばらしい生産物が世の中に出ていくことが望まれるかなというふうに期待をしております。そういった意味で最後に、この新規就農について、特に女性の力でどういうふうに神奈川のブランドを発信していこうとされるのか、そんな期待を込めながら、局長の御決意を伺っておきたいと思っております。

環境農政局長

私も、副局長のときからずっと農業について、どのようにこれから神奈川県の中で振興させていくのかということ、やはり高齢化もありますし、農地がそれほど広いわけではないという中で、どういう方向でいるのかなということを考えておりましたときに、今までもやってきてはいるんですけども、これからは消費地に近いというメリットを生かして、本当に消費者の方がどういうものを求めておられるかということ、職員も含めて、それをもっと認識の中に入れながら、いろいろな施策をやっていかななくてはいけないのではないかなというふうに思っております。

そういうことを考えますと、やはり農業ですから食べ物を生産していく、食べ物は当然料理をして食べるわけでございます。誰が料理をするかという問題はございますけれども、一般的に今のところ、料理をする女性が多いということですので、やはりどういうものを料理したいか、家族に食べさせたいか、そのようなことも含めて農業を考えていくということが、これからの神奈川の農業の在り方としてはとても大事なのではないかなというふうに思います。

そういうことで、どんどん新規に女性の方に就農していただきたいと思っておりますし、今実際に、六次産業化で新しいものを製品として作られる方々は、ほとんど女性の方なんです。漬け物にしろ、ジャムとかいろいろなもの、こういうものもいいんじゃないとか、若しくは組み合わせるとか、そういったことを発想されるのも女性農業者の方というふうに伺っていますので、是非そういうアイデアを生かして、神奈川の都市農業が振興されるといいなというふうに思っております。

高橋（稔）委員

攻めの農業が展開されていくのかなというような思いをいたしましたけれども、やはり女性の目線、視点をこの農業分野でも生かしていく、そういうことが問われているんだと思います。局長、是非県下をこれから回って、JAの方々はじめ、農業関係者の方々と意見交換をしていただきたいのは、女性の農業委員の登用です。やはりそういうところから入って行って、今までとちょっと違った、局長らしい農政の推進を御期待申し上げて、質問を終わりたいと思います。

意見発表

高橋（稔）委員

公明党県議団を代表し、当委員会に付託されました定県第52号議案、特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例に関して意見を申し述べます。

本条例の一部改正は、就農支援金の根拠法の廃止等によるとのことです。本県においても農業の担い手の高齢化や減少が進んでいる中で、本県の農業生産を今後も維持発展させていくためには、意欲のある若者など新たな担い手をしっかりと育成確保していくことが重要であります。

報告にありました農地中間管理事業でも、農地の受け手、担い手として新規就農者も含まれておりますが、貸借によって農地を確保するだけでは農業経営の支援をしていく上で手薄と思われまゝ。そこで、新規就農者に対しては、所得面での支援等である青年就農給付金制度が平成 24 年度から始まっておりますが、こうした制度を有効に活用しながら、就農意欲のある方々をしっかりと育成確保できるように引き続き制度の周知等に努めながら、新規就農者に対する支援に取り組み、就農、就農初期、経営改善期、経営確立期、企業的経営といった段階ごとに応じた、効果的な担い手育成の充実に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、かながわトラストみどり基金の活用について意見を申し述べます。

本県の都市の緑地は斜面緑地が多く、大雨や台風の際の災害への不安の声が多く寄せられております。これまで、このトラスト基金の活用や、法により本県が取得した緑地について、本県では防災対策の重要性を深く認識し、効果的に維持管理を実施し、防災対策に努めてきております。また、この重要性を深く認識しております。

これまでも、トラスト緑地の維持管理経費として、昭和 62 年度から平成 25 年度まで 27 年間でおよそ 3 億 2,000 万円を計上し、費やしてきております。今後は、買入緑地でもある、例えば鎌倉市の広町緑地など 8 緑地およそ 24 ヘクタール、寄贈緑地である葉山緑地などおよそ 34 ヘクタールなども対象に、このような観点からこのトラスト基金の活用をし、そしてこのような維持管理に取り組んでいくことは時宜を得たものであると思われまゝ。トラスト基金を活用し、しっかりと県民の生命と財産を守る観点から、防災対策に努められるよう要望しておきます。

かながわトラストみどり基金の条例の一部改正に早期に取り組むよう要望しつつ、本委員会に付託されました諸議案に賛成をいたします。